

令和2年6月30日

電話等を用いた服薬指導を行った場合の報告について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため電話等を用いて服薬指導を行った場合にはひと月分をまとめてご報告いただくこととなっています。またご報告いただいたデータを基に、薬剤交付支援事業の実施要綱に従って補助額を算出いたします。以下の要領に従ってご報告をお願いいたします。

【報告対象】

[0410 対応][CoV 自宅][CoV 宿泊]いずれかの記載があり、電話等で服薬指導を行った調剤すべてについて補助の有無を問わず報告が必要です。上記記載があった処方箋でも薬局にて対面で服薬指導を行ったものは報告の必要はありません。

【ファイルの作成】

広島県薬Webサイト>新型コロナウイルス感染症関連情報>薬剤交付支援事業 よりリスト用エクセル(Ver.3)をダウンロードし調剤の情報を入力してください。

- 1件ずつの調剤データの他、薬局名、所在地、6月総処方箋受付回数、10桁の保険薬局コード(3440000000)、振込先口座の枠がございませぬ。記入漏れのないよう、ご確認をお願いいたします。
- 県薬への請求をされない場合は、振込口座の枠は空白で結構です。(エクセルファイルによる報告は必要です。)
- Ver.3より県薬に請求しないものについても、送料が入力できるようになっています。
- ダウンロードしたファイルのファイル名を**変更し貴薬局名.xlsx**としてください。
- OpenOffice等の互換ソフトは利用せず、Microsoft Excelをご利用ください。

【ファイル送付】

7月16日に取りまとめますので、6月分の調剤については 7月15日までに支援事業事務局 yksj@hiroyaku.or.jp にお送りください。

【日々の報告】

5月よりフォームに入力していただいていた「日々データの報告」は、現在の累計額を考慮し、7月1日以降は中止いたします。上記の通り、ひと月分ごとにエクセルファイルによる報告をお願いします。県内合計額が上限に近づいた場合には、再度開始いたしません。